

かがやきプロジェクト助成事業 制度要綱

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人日本作業療法士協会(以下、協会)が行う「かがやきプロジェクト助成事業」の助成に関して、必要な基本的事項を定める。

(制度の目的)

第 2 条 本制度は、子育て世代の作業療法士の参画拡大に関する先駆的・独創的または成果が期待できる事業・活動に助成を行い、その推進を図ることを目的とする。

(制度の対象)

第 3 条 本制度の対象は、協会、士会両方に所属する会員で構成されるプロジェクトチーム・会員所属の団体等とする。

(助成対象事業の実践課題と基本属性)

第 4 条 助成対象となる事業は、基本的に協会が必要と認める子育て世代の作業療法士に対する参画拡大に向けた実践を明確に表現するものとする。

2. 助成対象となる事業は、次に掲げる基本属性を総合的に勘案した取り組みであることとする。

- 1) 子育て世代の作業療法士が作業療法士として国民の健康と福祉に資するという協会理念を可能とする事業であること(協会理念との一致)
- 2) 全国的な実践の普及が考えられる事業であること(普及可能性)
- 3) 助成期間終了後も継続して実施できる事業であること(継続可能性)
- 4) 幅広い作業療法士が参画可能な事業であること(「誰もが主役」理念との一致)
- 5) 助成期間中に具体的な活動を実施できる事業であること(実現可能性)
- 6) 退会もしくは作業療法士活動の中断の予防もしくは解決につながる事業であること(退会抑制)

(対象事業に対する助成)

第 5 条 本制度に基づき採択された対象事業には 10 万円を上限に助成金が支給される。

2. 2026～2027 年度の 2 年間を実施期間とし、最大 3 事業とする。
3. 他団体からの委託あるいは指定で行う事業等の場合、事業の実施そのものには助成されない。

(事業の期間と申請)

- 第 6 条 本事業は、2 年間の実施事業として採択決定日より、次年度末までの期間内とする。
2. 申請方法は日本作業療法士協会ホームページより企画書(様式1)を取得し、募集期間内に指定場所に提出しなければならない。
 3. 採択された場合、新たに計画書を作成し、指定場所へ提出しなければならない。

(助成の決定)

第 7 条 助成対象事業の決定は、日本作業療法士協会総務部「誰もが主役プロジェクト」が審査および選考を行い決定する。

(事業の実施)

- 第 8 条 助成が決定された団体は、応募時に申請した企画書に基づき、事業計画書(様式2)を提出する。
2. 提出した事業計画書に沿って事業を実施しなければならない。
 3. 応募時に申請した企画書と採択決定後の事業計画書(様式2)の内容に変更が生じたとき、および事業実施中に計画書(様式2)の内容に変更が生じた場合、遅滞なく事業変更届(様式3)を提出しなければならない。
2. 事業経費として講師謝金・謝礼等の報酬が発生する場合、協会謝金規程に準じることとする。

(事業成果の報告・公表)

- 第 9 条 採択された場合、以下の報告および成果の公表をしなければならない。
- 1) 2026 年度末、および 2027 年度末までに、各年度の事業報告書(様式4)を提出する。
 - 2) 2026 年度末、および 2027 年度末までに、各年度の会計報告書(様式5)を提出する。
 - 3) 事業終了後、報告書に基づいて協会 HP や協会誌等により事業結果を公表する。
 - 4) 協会が開催する地域事業支援会議、協会誌等において成果発表および報告を依頼することがある。

附 則

1. この規程は、2026 年 6 月 20 日より施行する。